監査結果公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年9月13日

奈良県監査委員 江 南 政 治

同 斎藤信一郎

同 粒 谷 友 示

同 田中惟允

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委員実地監査実施日
江 南 政 治	平成29年1月26日 ~ 平成29年8月23日
斎 藤 信一郎	平成29年4月1日 ~ 平成29年8月23日
清水勉	平成29年1月26日 ~ 平成29年7月3日
川口延良	平成29年1月26日 ~ 平成29年7月3日
粒 谷 友 示	平成29年7月4日 ~ 平成29年8月23日
田中惟允	平成29年7月4日 ~ 平成29年8月23日

監 査 結 果 報 告 書

平成29監査年度 第1回

(平成29年1月~8月定期監査)

(平成29年6月~8月財政的援助団体等監査)

平成29年9月

奈良県監査委員

目 次

第	1		定期監查	£	1
		1	監査の)実施方針	1
		2	監査に	こおける重点事項	1
		3	委員実	医地監査実施日	2
		4	監査対	↑象機関	2
		5	監査の)結果	3
			(1)部局	別指摘事項等件数一覧	3
			(2)指播	「事項等の内容別	5
			(3)所属	5月	8
			ア本	宁	
			知	1事公室	8
			総	務部	8
			土	也域振興部	9
			番	· 光局	10
			俎	は康福祉部	11
			2	ども・女性局	11
			医	医療政策部	12
			<	らし創造部	13
			景	- 観・環境局	13
			産	[業・雇用振興部	13
			農	と林部	14
			県	、 土マネジメント部	14
			ま	きちづくり推進局	16
			会	計局	17
			水	〈道局	17
			静	6会事務局	18
			耈	有委員会	18
			行	f政委員会	19
			数	答察本部	19
			イ 出:	先機関	
			地	1域振興部	20
			傾	基康福祉部	20
			2	. ども・女性局	20
			医	医療政策部	20
			<	らし創造部	20
			産	『業・雇用振興部	21

			農林部		21
			県土マネジメント部		21
			まちづくり推進局		21
			教育委員会		21
			警察本部		23
第 2		財政的	援助団体等監査		24
	1	監査	の実施方針		24
	2	監査	実施状況		24
	3	監査	の結果		24
		(1)指	摘事項等件数		24
		(2)指	摘事項等の内容別		24
	4	監査	実施団体の概要及び監査の結果		25
		奈	良県土地開発公社		25
		奈	良県道路公社		27
		奈	良県冬季誘客イベント「大立山まつ	り」実行委員会	29
		サ	ンアメニティ・Real Styl	e 共同事業体	31
		奈	良いきいきプロジェクト		31

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、 条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点 から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査 を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成29監査年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

(1) 公有財産の管理について

県が保有する資産について、内部統制を十分機能させることによりそれらの取得、使用及び処分を適切に行うことが大事である。とりわけ、公有財産は、県民から負託された重要な財産であり、地方自治法のほか、奈良県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理しなければならないが、これまでの定期監査において、土地の公有財産台帳への登録漏れや重要物品の取得、廃棄についての財産調書への登載誤りなどが散見されるところである。

また、公有財産の管理については、県の行政目的のための使用が見込めない土地 を売却、貸付するなど有効活用を図ることが必要であるという視点を加えて、平成 28監査年度に引き続き、監査を行う。

(2) 県単独補助金等に係る事務手続について

県単独補助金等は、県が独自に行政上の目的をもって交付する現金給付であるが、 その事務の処理に当たっては、公正で効率的に行われることが重要である。

そのため、県は、補助金等の交付等に関する基本的な事項について、奈良県補助金等交付規則を制定するとともに、事業を所管する各所属において、補助事業ごとに交付要綱を定めるなどにより、事務処理の適正を図っている。

他方、これまでの定期監査などにおいて、実績報告の確認が十分に行われていない等の事案が散見されることから、補助金等の交付事業を所管する所属における事務処理が適正かつ効率的に行われているか、監査を行う。

3 委員実地監査実施日

平成29年1月26日~平成29年8月23日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の145所属(本庁110所属、出先機関35所属)について実地に監査を執行した。

託	<i>/</i> */*;	公 17	E	実	地	監	査	ᇎ	<i>^</i>	: 7	눈 17	局	実	地	監	查
所	管	部	局	本	庁	出先	機関	所	管	新 部		问	本	庁	出先	機関
知	事	公	室		8			農		林		部	1	0		4
総	矛	ケ	部		9			上県	ニマネ	ネジァ	メン	卜部	1	1		2
地	域想	長 興	部	1	1		2	ませ	うづ	くり	推進	進局	1	0		1
観	ť	Ć	局		2			会		計		局		1		
健	康裕	副 祉	部		8		1	水		道		局		1		
ر ر آ	ども・	・女性	上局		3		1	議	会	事	務	局		1		
医	療	女 策	部		7		1	教	育	委	員	会	1	1	1	8
<	らし	創造	部		5		1	行	政	委	員	会		2		
景	観・	環境	局		3			歡	察		本	部		1		3
産業	美・雇	用振興	电部		6		1	É	<u>\</u>		計	+	1 1	0	- 5	3 5

[※] 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、 併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

			扌	旨摘	事項	頁				注意事項							意	見			
	収	支	契	補	財	物	公	執	収	支	契	補	財	執	収	補	財	エ	公	執	合
				助			用	行体				助		行体		助			用	行体	計
	入	出	約	金	産	品	車	制	入	出	約	金	産	制	入	金	産	事	車	制	
知 事 公 室											2	1						1			4
総 務 部			1												2				1		4
地域振興部	1		1					1			1	2				1					7
観 光 局																1					1
健康福祉部			1	1						1					1						4
こども・女性局	2	1							1												4
医療政策部	1		1						2		1										5
くらし創造部			1							1											2
産業・雇用振興部									1						1						2
農林部		1		1					2	2	1								1		8
県土マネジメント部		1						1	1		4		1	1					1	1	11
まちづくり推進局					1				2		3	1									7
水 道 局										1	1										2
教育委員会	3	7	2	1		1			2	2	2		1	1	1		1		1		25
警察本部		1					2		1												4
小 計	7	11	7	3	1	1	2	2	12	7	15	4	2	2	5	2	1	1	4	1	90
合 計				3	4						4	2					1	4			90

² つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で 1 件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額 (一定数値) 以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正、改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要な もの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の 改善の検討が必要な事項

(2)指摘事項等の内容別

(ア)指摘事項(34件)

Ą	1 目	内容	件数	対象所属
収入	収入の調定	児童養護施設等の入所に係る保護者負担金の徴収誤りの発生について	1	こども家庭課
		調定事務の遅延について	1	文化財保存事務所
	収入事務	歳入の徴収事務の委託に伴う告示について	1	橿原考古学研究所
		調定誤りについて	1	病院マネジメント課
	未収金	児童措置費負担金の未収金の回収について	1	こども家庭課
		奨学資金貸付金の償還未済金の回収について	1	学校支援課
		高等学校授業料の債権管理について	1	吉野高等学校
支出	支出負担行為	委託契約に係る支出負担行為の遅延について	1	担い手・農地マネジメント課
支出命令		報償費の支出事務について	1	技術管理課
	支出命令	特別児童扶養手当に係る不適正な事務処理について	1	子育て支援課
		教育委員報酬の二重払について	1	教育委員会企画管理室
		新聞購読料の誤払いについて	1	県警本部
	給与・手当	職員手当の認定について	1	御所実業高等学校
		通勤手当の認定について	5	平城高等学校、高円高等 学校、登美ケ丘高等学校、 郡山高等学校、香芝高等 学校
契約	契約書	委託契約書の作成時期及び契約保証金の受入について	1	管財課
		委託契約書の作成時期について	2	障害福祉課 登美ケ丘高等学校
		産業廃棄物処分業務の委託契約について	1	橿原考古学研究所
		契約書の紛失について	2	病院マネジメント課 消費・生活安全課
		都道府県立学校管理者賠償責任保険の加入時期について	1	保健体育課
補助金	交付事務	補助金の交付決定について	2	文化財保存課 健康づくり推進課
		補助金の交付事務について	1	奈良の木ブランド課
財産	財産管理	公有財産の台帳登載について	1	公園緑地課
物品	物品の処分	重要物品の管理について	1	王寺工業高等学校
公用車	公用車	公用車の使用における事故防止について	2	県警本部 桜井警察署
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	橿原考古学研究所
		公共料金の支払いについて	1	道路管理課

(イ)注意事項(42件)

IJ	頁 目	内容	件数	対象所属
収入	収入の調定	収入証紙による手数料の徴収誤りについて	1	薬務課
		就学支援金の充当対象となる授業料について	1	西和清陵高等学校
	収入事務	収入証紙の消印の押印漏れについて	2	産業振興総合センター 薬事研究センター
		出納員への現金引継について	2	畜産技術センター ヘリポート管理事務所
	未収金	母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金の償還未済金の回収について	1	こども家庭課
		市場使用料等の未収金の回収について	1	中央卸売市場
		県営住宅に係る水道料金の未収金の回収について	1	住まいまちづくり課
		県営住宅使用料等の未収金の回収について	1	住まいまちづくり課
		高等学校授業料の未収金の回収について	1	御所実業高等学校
		放置違反金に係る未収金の回収について	1	県警本部
支出	支出負担行為	支出負担行為の変更時期について	1	地域包括ケア推進室
	支出命令	公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料の支払について	1	青少年·社会活動推進課
	給与・手当	通勤手当の認定について	2	奈良高等学校 王寺工業高等学校
	その他	郵便切手の保有について	3	農業経済課、水道局、畜 産課
契約	契約保証金	契約保証金の受入について	3	広報広聴課、保健予防課、 マーケティング課
		契約保証金の免除について	9	道路管理課、河川課、砂防・災害対策課、下水道課、地域デザイン推進課、公園緑地課、奈良公園室、水道局、学校支援課
	その他	公用車のリース契約に係る入札無効について	1	秘書課
		随意契約の限度額を超えた契約について	1	橿原考古学研究所
		委託業務完了前の支払について	1	教育研究所
補助金	交付事務	負担金の交付に係る事業計画等の変更承認について	1	国際課
		補助金の変更承認申請について	1	奥大和移住・交流推進室 (旧移住・交流推進室)
	その他	補助金の交付額の確定について	1	市町村振興課
		実行委員会負担金に係る交付事務について	1	奈良公園室
財産	財産管理	公有財産の台帳登載について	1	河川課
	未登記	建物の登記について	1	高取国際高等学校
執行体制	内部統制	タクシー乗車券の取扱いについて	1	道路管理課
		内部統制の強化・充実について	1	吉野高等学校

(ウ)意見事項(14件)

Ą	〔 目	内容	件数	対象所属
収入	未収金	未収金対策について	1	行政経営課
		県税にかかる未収金の回収について	1	税務課
		生活福祉資金貸付金の償還未済金の回収指導について	1	地域福祉課
		中小企業高度化資金貸付金等の償還未済金の回収について	1	地域産業課
		高等学校授業料の未収金の回収について	1	学校支援課
工事	その他	防災行政通信ネットワークの地震発生時における運用確保のための検 討について	1	防災統括室
補助金	交付事務	負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について	1	ならの観光力向上課
	その他	実行委員会負担金に係る精算について	1	文化振興課
財産	財産管理	県立学校における自動販売機の設置者の選定について	1	学校支援課
公用車	公用車	公用車の使用における事故防止について	4	総務部総務課、農林部企 画管理室、県土マネジメ ント部企画管理室、教育 委員会企画管理室
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	道路管理課

^{※2}つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3)所属別

(ア)本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	平成29年	公用車のリース契約に係る入札無効について
		7月24日	一般競争入札を行った公用車のリース契約について、
			入札公告で示した調達物品の仕様に誤りがあったため、
			入札が無効となった事例が認められた。
			今後は、調達物品の仕様に誤りがないよう十分に精査
			するとともに、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、
			適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	広報広聴課	平成29年	契約保証金の受入について
		7月24日	契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められ
			た。
			今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
			に努められたい。(注意事項)
	政策推進課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		7月24日	処理されていると認められた。
	統計課	平成29年	同 上
		7月24日	
	国際課	平成29年	負担金の交付に係る事業計画等の変更承認について
		7月24日	負担金の交付事務において、事業の内容及び経費の配
			分の変更に必要な変更承認申請書を提出させていない事
			例が認められた。
			今後は、交付対象団体への指導に努めるとともに、負
			担金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められた
			い。(注意事項)
	防災統括室	平成29年	防災行政通信ネットワークの地震発生時における運用確
		8月8日	保のための検討について
			防災行政通信ネットワークの端末局の機器について
			は、県及び市町村等の防災業務を行う執務室又は災害対
			策本部室に設置されているが、設置場所の一部に耐震性
			が確保されていない現況が認められた。
			水害や土砂災害だけでなく、地震の発生時においても、
			当該ネットワークの運用に支障が生じないよう、その対
	Sylver L. Mr. & See	 5 - 7 -	応策の検討を進められたい。 (意見事項)
	消防救急課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	+ A + A A A A A A B A A B A B A B B B B B B B B B B	8月8日	処理されていると認められた。
	安全・安心まち		同上
◇◇▽▽▽ →□	づくり推進課	8月8日	ハ田本のは田にわけて本代は「こっとっ
総務部	総務課	平成29年	公用車の使用における事故防止について
		7月18日	総務部において、公用車使用中の事故(過失割合又は
			損害額が一定以上のもの)が認められた。
			部内各課室、出先機関に対し、公用車使用時の安全運転を認った際では、東京の海岸などの
			転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めてよる地道されない。
	/ニュトダマ 产→ 言田	東井りりた	るよう指導されたい。 (意見事項)
	行政経営課	平成29年	未収金対策について キ収金対策については、 キ収金対策批准連絡会業のと
	ファシリティマ	7月14日	未収金対策については、未収金対策推進連絡会議のもして特殊的な様型が始めていなった。
	ネジメント室		とに積極的な情報交換や研修会を行うとともに、平成25年度の行政的本人が似土収入等にからて保護
			年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理について)の対理なります。 正式 28 年度には「税税 集権管理
			て)の結果を踏まえ、平成 28 年度には「税外債権管理
			マニュアル(債権整理編)」の作成を行うとともに、高
1	1	I	等学校等の奨学金をモデルとする債権管理業務の検証を

1	1	I	
			行い、所管課へ業務改善を促すなどの取組が行われてい
			る。 - 1、1、4、12、 まどの決策です。7、1、1、1、4、27 ケビナ
			しかしながら、直近の決算でみると、平成27年度末
			の税外未収金の残高は、中小企業高度化資金貸付金、放 置違反金等で減少している一方、各種奨学金等で増加し
			「直達反並寺で属少している一方、各種央子並寺で増加し ており、総額で42億6,559万円となっている。
			未収金の解消は、財政運営上大きな課題であり、全庁
			的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることか
			ら、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り
			組まれたい。(意見事項)
	人事課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		7月14日	処理されていると認められた。
	総務厚生センタ	平成29年	同 上
	<u> </u>	7月18日	
	財政課	平成29年	同 上
	5)/ →/ , → m	7月18日	
	税務課	平成29年	県税にかかる未収金の回収について ない。 ない。 ない。 ない
		7月14日	県税収入については、各県税事務所における様々な取り
			組により、収入未済額の縮減において着実な改善が認め
			られ、徴収率が前年度に比べ 0.4 ポイント上昇し、97.4% となっている。
			こなり C いる。 しかしながら、未だ 27 億 7.859 万円の多額の未収金が
			あり、また、徴収率は全国で低位にあることから、今後
			も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金
			の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ
			細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)
	管財課	平成29年	委託契約書の作成時期及び契約保証金の受入について
		7月14日	業務委託において、業務完了後に契約書及び変更契約
			書を作成し、契約保証金の収納についても遅延していた
			事例が認められた。
			県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契
			約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと
			されている。 今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づ
			「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
	情報システム課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	TH TRU > 1 > 1	7月18日	処理されていると認められた。
地域振興部	企画管理室	平成29年	同上
		7月12日	
	市町村振興課(選	平成29年	補助金の交付額の確定について
	举管理委員会事	7月12日	補助金の交付において、提出された実績報告書の審査
	務局)		を行い、その内容については適正と認めていたものの、
			補助金の額の確定を行っていない事例が認められた。
			今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事
	古47年47年與38	亚代瓦 克尔	務の執行に努められたい。 (注意事項) は は出会の変更る認力によった。
	南部東部振興課 奥大和移住・交	平成29年 8月8日	補助金の変更承認申請について 補助金の交付において、変更承認の申請が必要となる
	流推進室(旧移		事実が生じていたにもかかわらず、補助事業者に対し変
	住・交流推進室)		更承認申請書の提出等を指導せず、その後、実績報告書
			を受理し、額の確定を行った事例が認められた。
			今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱
			に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者等
			への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行
			に努められたい。 (注意事項)

	うだ・アニマル	亚战20年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	パーク振興室	8月8日	処理されていると認められた。
	地域政策課	平成29年	同 上
		7月12日	
	エネルギー政策	平成29年	同 上
	課	7月12日	
	文化振興課	平成29年	実行委員会負担金に係る精算について
		7月12日	平成 27 年度のムジークフェストなら実行委員会(以
			下「実行委員会」という)負担金について、実行委員会
			は決算の収支差額 449 万円を翌年度に繰り越したが、実
			續報告書において、県負担金の対象事業、負担割合等を
			明確にしないまま、県負担金分を全額執行とする一方、
			協賛金等の自己収入分を繰り越しとしていた。そして、
			この実績報告書を審査した文化振興課は、その収支決算 に基づいて負担金の額の確定を行っていた。
			一
			負担割合等を明確とするよう検討するとともに、交付申
			請書及び実績報告書の受理に際しては、当該実行委員会
			に対し、県予算の会計年度独立の原則の趣旨等を踏まえ、
			厳正な審査及び指導を行われたい。
			また、当該負担金の交付事務を担当する職員が、負担
			金の交付申請や交付対象事業を行う実行委員会の事務局
			長及び事務局員を兼務しており、このような場合、一般
			論として、客観性が必ずしも確保されないことから、負
			担金の適切な審査のためには十分といえない面がある。
			今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事
			務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、
			負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体
			制を検討されたい。 (意見事項)
	国民文化祭・障害		財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	者芸術文化祭課	7月12日	処理されていると認められた。
	文化資源活用課	平成29年 7月12日	同 上
	教育振興課	平成29年	同 上
	教育派兴味	7月12日	HJ I
観光局	ならの観光力向		 負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	上課	6月5日	奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会
			(以下「実行委員会」という。) への負担金の交付事務
			を担当する職員が、当該負担金の交付申請や交付対象事
			業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務して
			おり、このような場合、一般論として、客観性が必ずし
			も確保されないことから、負担金の適切な審査のために
			は十分といえない面がある。
			また、今回の実行委員会の監査で認められた次のよう
			な事例をみると、このような審査等の体制がその原因の
			一つとなっているものと推測される。
			ア 収入及び支出の額を証明する書類の不備等財務規 程に則していない事例が散見されたこと
			住に則していない事例が散見されたこと イ 委託業務の仕様書に委託業務の内容が具体的に記
			1 安託業務の任禄青に安託業務の内容が具体的に記し 載されていない事例が認められたこと
			・
			ための書類等が添付されておらず、履行の確認が十
			分に行われていない事例が認められたこと
1	1	•	1 22 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

			今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事
			務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、
			負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体
			制を強化されたい。 (意見事項)
	観光プロモーシ	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	ョン課	6月5日	処理されていると認められた。
健康福祉部	企画管理室	平成29年	同 上
医冰田皿巾	正同日在王	7月7日	
-	117 1274 713H		サスを制造を発出される原理と
	地域福祉課	平成29年	生活福祉資金貸付金の償還未済金の回収指導について
	監査指導室	7月7日	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資
			金貸付金について、平成 28 年度末で 10 億 8,917 万円の
			償還未済金が認められた。
			社会福祉法人奈良県社会福祉協議会では、コールセン
			ターにおいて夜間、早朝、休日の架電により自主納付の
			呼びかけを行っているほか、市町村社会福祉協議会や民
			生児童委員と共同で世帯訪問を実施し計画償還と早期納
			付の指導を行うなど、債権回収及び未収金の発生防止に
			取り組まれているところであるが、依然として償還未済
			金が多額となっている。
			前回の監査においても意見をつけたところであるが、
			個々の債権回収の可能性を評価したうえで、より一層、
			債権の保全及び回収促進並びに未収金の発生防止に努め
			るよう、同協議会に対して厳正な指導を徹底されたい。
			(意見事項)
	障害福祉課	平成29年	委託契約書の作成時期について
		7月7日	業務委託において、業務の完了後又は業務着手から大
		1 /1 1 1	幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。
			県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契
			約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと
			されている。
			今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づ
			き、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	長寿社会課	平成29年	支出負担行為の変更時期について
	地域包括ケア推	7月7日	補助金の変更承認において、交付決定は行われていた
	進室		が、支出負担行為の変更が合わせて行われていなかった。
			今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正
			な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
-	石でから	平成29年	
	保険指導課		財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		7月7日	処理されていると認められた。
	健康づくり推進		補助金の交付決定について
	課	7月7日	補助金の交付決定において、交付申請額と異なる額で
			交付決定を行う一方、交付決定通知では交付決定の内容
			を交付申請書のとおりと記載するなど不明瞭な交付決定
			を行っていた事例が認められた。
			今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な事
			務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
こども・女性局	女性活躍推准課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		5月30日	処理されていると認められた。
	子育て支援課	平成29年	特別児童扶養手当に係る不適正な事務処理について
	丁月し又抜硃		
		5月30日	特別児童扶養手当の支給等の事務において、適切に事務処
			理を行わなかったことにより、過払返納金を請求していなか
			った事例や、手当の支払が漏れていた事例が認められた。
1			今後は、このような事例が生じることのないよう再発防止
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	こども家庭課	平成29年5月30日	児童措置費負担金の未収金の回収について 児童措置費負担金に3,453万円の未収金が認められた。 未収金残高は前年度よりも59万円減少しているが、 不納欠損処分の額を加味すると、実質的に450万円増加 している。 今後も、こども家庭相談センターとの連携を密接にと りながら、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の 観点から、引き続き回収促進に努めるべきである。 (指摘事項)
			児童養護施設等の入所に係る保護者負担金の徴収誤りの 発生について 児童養護施設等への入所に係る保護者負担金の徴収事 務において、負担金免除規定の適用誤りにより過徴収金 が発生し、その返還を行っていた。 負担金を認定するこども家庭相談センター所長に対 し、既に局長から管理監督責任について文書注意が行わ れたところであるが、今後も、こども家庭相談センター との連携を密にし、再発防止策の徹底に努めるべきであ る。 (指摘事項)
			母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金の償還未済金の回収について 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付金の償還金に1億547万円の未収金が認められた。 平成27年度の未収金残高は前年度よりも481万円減少しているが、不納欠損処分の額を加味すると、実質的に55万円増加している。 今後も、新たな償還未済金の発生防止に向けて取り組むとともに、電話、文書及び訪問による催告等を一層積極的に進めることにより、回収促進に努められたい。 (注意事項)
医療政策部	企画管理室 地域医療連携課 医師・看護師確	平成29年 7月21日 平成29年 7月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。 同 上
	保対策室 病院マネジメン ト課 新総合医療セン ター建設室	平成29年7月21日	調定誤りについて 収入事務において、重複して行った調定の取消処理を当該年度中に終了していなかった事例が認められた。 そのため、平成 27 年度の決算において、収入済であるにもかかわらず、重複分の 8,737 万円が未収金として計上されていた。 今後は、財務データ等のチェックを徹底し、複数の職員による確認を行うなど再発防止に努めるべきである。(指摘事項) 契約書の紛失について 使用貸借に係る契約書の紛失が認められた。 今後は、適正な文書管理に努めるべきである。 (指摘事項)
	保健予防課	平成29年 7月21日	契約保証金の受入について 契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められた。

1	1		
			今後は、関係法令等に基づき、適正な事務の執行に努
		B 1 -	められたい。 (注意事項)
	薬務課	平成29年	収入証紙による手数料の徴収誤りについて
		7月21日	収入証紙による事務手数料について、過徴収が発生し、
			後日に過誤相当額を申請者に返還していた事例が認めら
			れた。
			今後は、再発防止策の検討を行うとともに、奈良県収
			入証紙条例施行規則に基づき、適正な事務の執行に努め
3 3 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 5 4 5 4 5		h	られたい。(注意事項)
くらし創造部	企画管理室	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
			処理されていると認められた。
	青少年・社会活		公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料の支払に
	動推進課	5月16日	ついて
			公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料につい
			て、納車日後の支出が認められた。
			自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険
			会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出
			については適正に処理されたい。 (注意事項)
	スポーツ振興課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		5月16日	処理されていると認められた。
	人権施策課	平成29年	同上
		5月16日	
	消費・生活安全		契約書の紛失について
	課	5月16日	無償貸与を受けている土地に係る契約書の紛失が認め
			られた。
			契約の相手方と契約内容の再確認を行うとともに、今
			後は、適正な文書管理に努めるべきである。(指摘事項)
景観・環境局	環境政策課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		4月25日	処理されていると認められた。
	廃棄物対策課	平成29年	同上
	□ tan t. t	4月25日	
	景観・自然環境		同上
	課	4月25日	
産業・雇用振興	企画管理室	平成29年	同上
部	Lat. I. North Alle der	5月15日	Land Market Control of the Control o
	地域産業課	平成29年	中小企業高度化資金貸付金等の償還未済金の回収につい
		5月15日	
			中小企業高度化資金貸付金、中小企業設備近代化資金
			貸付金及び小売商業高度化資金貸付金に係る平成 27 年
			度の償還未済金の合計は 14 億 7,972 万円となっており、
			前年度よりも 2,831 万円減少しているものの、依然とし
			て多額である。
			今後も、電話、文書及び訪問による催告等の取組を強
			化するなどにより、適正な債権の管理に努められたい。
	tions total	h	(意見事項)
	産業政策課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	- AIIA I - PER AN A		処理されていると認められた。
	産業振興総合セ	平成29年	収入証紙の消印の押印漏れについて
	ンター	4月24日	試験手数料及び振動試験機報告書作成手数料に係る証
			紙による収納において、貼付証紙に消印されていない事
			例が認められた。
			今後は、証紙収納に当たって、奈良県収入証紙条例施
			行規則により適正に処理されるとともに、チェック体制
	i e		の強化を図られたい。 (注意事項)

	V 7/4 11/4/4/14=m	4 2 2 5	山水) - 田 トッキ水のサイフ・・・・・・・ しいと し ウェリ
	企業立地推進課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		5月15日	処理されていると認められた。
	雇用政策課	平成29年	同上
rtte I I Jan	A	5月15日	N. T. T. C. M. T. C. L. L. T. T. L.
農林部	企画管理室	平成29年	公用車の使用における事故防止について
		7月31日	農林部において、公用車使用中の事故(過失割合又は
			損害額が一定以上のもの)が認められた。
			部内各課室、出先機関に対し、公用車使用時の安全運
			転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努め
			るよう指導されたい。 (意見事項)
	マーケティング		契約保証金の受入について
	課	7月31日	契約保証金の受入れが遅延していた事例が認められ
			た。
			今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
			に努められたい。 (注意事項)
	農業水産振興課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		7月31日	処理されていると認められた。
	農業経済課	平成29年	郵便切手の保有について
		7月31日	平成 27 年度末の郵便切手の保有残高については、平
			成 26 年度末に比べて減少しているものの、年間使用額
			に照らして多額となっていた。
			郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要
			である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、
			必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努
			められたい。(注意事項)
	畜産課	平成29年	郵便切手の保有について
	H/14/K	7月31日	平成 27 年度末の郵便切手の保有残高について、年間
		17,014	使用額に照らして多額となっていた。
			郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要
			である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、
			必要最小限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努
			められたい。(注意事項)
	担い手・農地マ	亚战90年	委託契約に係る支出負担行為の遅延について
	オジメント課	7月31日	業務委託において、年度当初に行うべき支出負担行為
	イングンド味	7月31日	
			が著しく遅延していた事例が認められた。
			今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正
	# ****	4 4005	な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	農村振興課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	TT 개작T는 LEU ⇒D.	7月31日	処理されていると認められた。
	林業振興課	平成29年	同上
	44 - 1 0 -	7月28日	1401 A 0 + 1 + 701 - 1 - 1
	奈良の木ブラン	平成29年	補助金の交付事務について
	ド課	7月31日	補助金の交付事務において、事業の開始時期に遡った
			交付申請及び交付決定が行われていた事例が認められ
			た。
			今後は、事業の開始までに交付決定を行うよう奈良県
			補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な
			事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	森林整備課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		7月28日	処理されていると認められた。
県土マネジメン	企画管理室	平成29年	公用車の使用における事故防止について
卜部		7月20日	県土マネジメント部において、公用車使用中の事故(過
			失割合又は損害額が一定以上のもの)が認められた。
•	•	-	·

		前回の監査において、公用車の事故防止について意見
		をつけたところであるが、部局内各課室、出先機関での
		事故件数が増加したことから、引き続き、自動車事故防
		止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るととも
		に、車両の適切な管理に努めるよう充分に指導されたい。
		に、単門の適切な官理に劣めるより元分に指導されたい。 (意見事項)
建設業・契約管	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
理課	7月19日	処理されていると認められた。
用地対策課	平成29年	同上
	7月19日	
技術管理課	平成29年	報償費の支出事務について
12/11 12 12/11	7月19日	委任契約において、平成 27 年度に業務を行わせてい
	171111	たが、契約を締結しておらず、平成 28 年度になってか
		ら契約を締結していた。また、委任契約に基づく着手金
		である報償費について、平成 27 年度に支出すべきであ
		ったのに、平成28年度に支出していた。
		今後は、内部のチェック体制の充実を図るとともに、
		奈良県会計規則等に基づき、適切な事務の執行に努めら
		れたい。 (指摘事項)
道路建設課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
但时是欧洲	7月19日	処理されていると認められた。
道路環境課		
担	平成29年	同 上
\+\n\p\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7月20日	0 + 400 A A + 41 1 1 1 1
道路管理課	平成29年	公共料金の支払いについて
	7月20日	公共料金の自動口座振替払において、支出事務の遅れ
		及び現金出納簿の確認、整理の遅れにより、支払いが遅
		延した事例が認められた。また、これに伴い、振替口座
		に残っていた前渡資金が出納整理期間中に戻入されない
		ままとなっていた。
		今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正
		な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
		(101ml + 20)
		タクシー乗車券の取扱いについて
		年度初めに交付したタクシー乗車券について、年度末
		においても未使用分を回収していない事例が認められた。
		タクシー乗車券は、その使用目的を明らかにして、でき
		る限り必要の都度交付するとともに、未使用の場合は速
		やかに返却を求めるなど、厳正な管理に努められたい。
		(注意事項)
		契約保証金の免除について
		業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託
		業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、
		業務委託契約を締結していた事例が認められた。
		今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
		に努められたい。 (注意事項)
		(1-2)
		 内部統制の強化・充実について
		今回の監査において、公共料金の支払いやタクシー乗
		車券の取扱い等について、不適正な事務処理が散見され
		た。
		事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づい
		て処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を
		強化するなど、内部統制の充実に努められたい。
		(意見事項)

1	III-L-는-Y-Z-HIII	##400K	以外に関わて本なのせた)。これでは、あれたら立て)。
	地域交通課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	3 =1 113⊞	7月20日	処理されていると認められた。 ************************************
	河川課	平成29年	契約保証金の免除について
		7月19日	工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者
			との履行保証保険契約の締結日又は請負業者の委託によ
			る県と保険会社の履行保証保険契約の締結日よりも前に
			免除し、工事請負契約を締結している事例が認められた。
			今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
			に努められたい。 (注意事項)
			公有財産の台帳登載について
			取得した工作物について、公有財産台帳に登載されて
			いないものが認められた。
			今後は、内部のチェック体制の充実を図るとともに、
			奈良県公有財産規則に基づき、適切な事務の執行に努め
			られたい。(注意事項)
	砂防・災害対策		契約保証金の免除について
	課	7月20日	工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者
			との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事
			請負契約を締結していた事例が認められた。
			今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
			に努められたい。 (注意事項)
	下水道課	平成29年	契約保証金の免除について
		7月19日	工事に係る契約保証金について、請負業者の委託によ
			る県と保険会社との履行保証保険契約の締結日よりも前
			に免除し、工事請負契約を締結していた事例が認められ
			た。
			今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
2. 2 8. 2. 2. 10.50.	U. 15 - 3 - 32 - 1/4	7 5 2 2 4	に努められたい。 (注意事項)
	地域デザイン推		に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について
まちづくり推進局	進課	平成29年 8月8日	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者
	進課 都市計画室	8月8日	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ	8月8日	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事請負契約を締結していた事例が認められた。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・交流拠点事	8月8日	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	8月8日	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項)
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・交流拠点事	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	8月8日	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきであ
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項)
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項) 契約保証金の免除について
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項) 契約保証金の免除について 業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されてい ないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項) 契約保証金の免除について 業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託 業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年	に努められたい。 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項) 契約保証金の免除について 業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託 業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、 業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・ 文流拠点事 全園緑地課	平成29年8月1日	に努められたい。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテ ル・交流拠点事 業室	平成29年8月1日	に努められたい。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・ 文流拠点事 全園緑地課	平成29年8月1日	に努められたい。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・ 文流拠点事 全園緑地課	平成29年8月1日	に努められたい。 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項) 契約保証金の免除について 業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託 業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、 業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 実行委員会負担金に係る交付事務について 県に事務局を設置する実行委員会への負担金について、当該実行委員会の審議及び決定を得ていない収支予
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・ 文流拠点事 全園緑地課	平成29年8月1日	に努められたい。
	進課 都市計画室 大宮通り新ホテル・ 文流拠点事 全園緑地課	平成29年8月1日	に努められたい。 契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者 との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事 請負契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項) 契約保証金の免除について 業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託 業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、 業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項) 実行委員会負担金に係る交付事務について 県に事務局を設置する実行委員会への負担金について、当該実行委員会の審議及び決定を得ていない収支予

	平城宮跡事業推生主いまちづくり課	8月1日	付申請や対象事業を行う実行委員会の事務局長及び事務局員を兼務していたことが、負担金の適切な審査が十分に行われなかった要因の一つと考えられる。今後は、負担金の交付事務の執行に当たって、交付事務担当職員と異なる者を検査職員として指定するなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を検討されたい。 (注意事項) 契約保証金の免除について 工事及び業務委託に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事請負及び業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 (注意事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 (注意事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 (注意事項) 財務に関する事務の表収金の回収について 一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金について県が入居者から集金し、市水道局に支払っている。この入居者の水道料金について、平成 28 年度末で 2,602 万円の未収金が認められた。 (注意事項) 県営住宅使用料等の未収金の回収について 県営住宅使用料、明渡請求後の住宅損害金及び入居者負担修繕費において、平成 28 年度末で 3 億 6,436 万円の未収金が認められた。
	7. 1. 公司	亚出页东	収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。 (注意事項)
	建築課	平成29年8月1日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。
	営繕課 営繕プロジェク ト推進室	平成29年 8月1日	同 上
会計局	会計局	平成29年 8月2日	同 上
水道局	水道局	平成29年 8月8日	郵便切手の保有について 平成 28 年度末の郵便切手の保有残高について、平成 27 年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)契約保証金の免除について 工事に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、工事請負契約を締結している事例が認められた。 今後は、奈良県営水道契約規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)

議会事務局	議会事務局	平成29年 8月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。
教育委員会	企画管理室	平成29年 8月21日	教育委員報酬の二重払について 教育委員の報酬について、重複して支払いを行った事例が認められた。 今後は、決裁過程におけるチェック体制の強化を図るなど再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)
			公用車の使用における事故防止について 教育委員会事務局において、公用車使用中の事故(過 失割合又は損害額が一定以上のもの)が認められた。 事務局内各課室、出先機関等に対し、公用車使用時の 安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理 に努めるよう指導されたい。 (意見事項)
	教育振興大綱推 進課(旧教育政 策推進室)		財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。
	福利課	平成29年 8月21日	司 上
	学校支援課	平成29年 8月21日	奨学資金貸付金の償還未済金の回収について 奨学資金貸付金の償還金に 16 億 8,783 万円の未収金が 認められた。 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学
			奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金等については 2,255 万円、現在貸付が行われている修学支援奨学金及び育成奨学金についても 6,212 万円の償還未済額の増加が認められた。 文書や訪問による督促・催告、外部委託などにより、
			未収金の回収に努めているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、実態に即した効果的な取組みを適宜導入し、更に実効性のある未収金対策に取り組まれたい。(指摘事項)
			契約保証金の免除について 業務委託に係る契約保証金について、保険会社と委託 業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、 業務委託契約を締結していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。 (注意事項)
			高等学校授業料の未収金の回収について 高等学校の授業料に、341万円の未収金が認められた。 不納欠損処分により、その残額は、前年度と比べ 85万円減少しているが、不納欠損処分を加味すると実質的に 29万円増加している。 平成 29年4月1日から「奈良県立高等学校授業料及び入学を変なする。
			るところであるが、徴収事務の実施状況を把握したうえで、取り組みが不十分な学校に対する指導を徹底されたい。 (意見事項)
			県立学校における自動販売機の設置者の選定について 県立学校の自動販売機の設置について、公募を行うことなく学校施設の使用を許可しているが、他部局においては、歳入の確保及び公平性、透明性の確保の観点から、公募が進められている。 県立学校における自動販売機の設置の公募について
			は、全国的にも導入が進められているところであり、本 県においても、これらの事例を参考にして導入の検討を 進められたい。 (意見事項)

	教職員課	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	教	8月21日	対例に関する事例の例[については、わわむね適正に 処理されていると認められた。
	学校教育課	平成29年	同上
	生徒指導支援室	8月21日	, , <u> </u>
	人権·地域教育		同 上
	課	8月21日	
	保健体育課	平成29年 8月18日	都道府県立学校管理者賠償責任保険の加入時期について
		- , , , ,	都道府県立学校管理者賠償責任保険について、保険期
			間を年度当初から1年間として加入すべきところ、加入
			依頼書の提出の遅れにより、保険期間を平成28年4月19
			日午前 0 時から平成 29 年 4 月 1 日午後 4 時までとして
			おり、保険加入までの平成28年4月1日午後4時から
			同月 18 日午後 12 時まで、無保険の状態となっていた。 当該保険は、県立学校で発生した事故等に起因する損
			書賠償金等の財政負担に対して支払われ、これにより速
			やかに被害者の救済を図ることを目的とするものである
			ことから、今後は、適時に加入依頼書の提出を行うべき
			である。 (指摘事項)
	文化財保存課	平成29年	補助金の交付決定について
		8月18日	補助金の交付について、交付申請書を受理しているに
			もかかわらず、交付決定が遅延していた事例が認められ
			た。
			「一句は、宗政宗補助金寺文内焼煎及び補助金文内安補 に基づき、適時に交付決定すべきである。 (指摘事項)
	文化財保存事務	平成29年	調定事務の遅延について
	所	8月18日	文化財修理受託料について、調定決議書の作成の遅延
			により、その収納が契約書で定めた期限から3ヶ月を超
			えて遅延した事例が認められた。
			今後は、委託契約等に基づき、適時適正な事務の執行
行政委員会	監査委員事務局	平成29年	に努めるべきである。 (指摘事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
门政安县云		8月2日	処理されていると認められた。
	収用委員会事務		同上
### == 1==	局	7月20日	+CPP 0#=+ 4/4 0 = -0 +1 1 1 1 1 1
警察本部	県警本部	平成29年 8月2日	新聞購読料の誤払いについて 警察署における新聞購読料について、配達されていな
		0月2日	かった平成26年3月から平成28年9月分までの期間におい
			て検収事務を怠り、誤払いを行った事例が認められた。
			今後は、適正な検収事務を確実に行い、再発防止に努
			めるべきである。 (指摘事項)
			公用車の使用における事故防止について
			警察本部及び各警察署のいずれにおいても、前年度と
			比較して公用車使用中の事故(過失割合又は損害額が一定以上のもの)の増加が認められた。
			引き続き職員への安全運転意識の徹底を図るととも
			に、交通事故を未然に防止する取組を着実に推進された
			い。(指摘事項)
			放置違反金に係る未収金の回収について
			平成 28 年度の放置違反金について、1,554 万円の未収
			全が認められた。
			未収金残高は、前年度よりも 39 万円減少しているも
			のの依然として多額である。
			今後も、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観
			点から、引き続き回収促進に努められたい。 (注意事項)

(イ)出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
地域振興部	橿原考古学研究	平成29年	歳入の徴収事務の委託に伴う告示について
	所	2月2日	県が作成した図録の販売について、私人に歳入の徴収
			事務を委託していたが、委託を開始した旨の告示を行っ
			ていない事例が認められた。
			ついては、地方自治法施行令及び奈良県会計規則に基
			づき、適正な事務の執行に努めるべきである。
			(指摘事項)
			立业内在4.88.77.8.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.
			産業廃棄物処分業務の委託契約について
			産業廃棄物の処分に係る業務委託において、書面による。
			る契約を締結していなかったこと等廃棄物の処理及び清 掃に関する法律及び同法施行令に定められた手続が行わ
			がに関する伝律及い向伝施1177に足のられた子続が1147 れていない事例が認められた。
			また、上記経費の支払に当たって委託料で執行すべき
			ところを誤って役務費で執行していた。
			今後は、関係法令及び奈良県会計規則に基づき、適正
			な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
			THIN TO THE TOTAL THE TENT OF
			 随意契約の限度額を超えた契約について
			物品の賃貸借において、予定価格が少額随意契約の限
			度額を超えているにもかかわらず見積合わせを行い、随
			意契約を締結した事例が認められた。
			今後は奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な
			事務の執行に努められたい。 (注意事項)
			 内部統制の強化・充実について
			前回の監査において、内部統制の充実について注意し
			たところであるが、今回の監査において、契約事務、支
			出事務等に不適正な事務処理が多数認められた。
			事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づい
			て処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を
			強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に
			取り組むべきである。 (指摘事項)
	民俗博物館	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
the defeated at	I B W BU I I I I I I	3月22日	処理されていると認められた。
健康福祉部	視覚障害者福祉		同上
~ 18.1 / III. F	センター	2月2日	
こども・女性局	精華学院	平成29年	同上
医療政策部	薬事研究センタ	3月23日 平成29年	 収入証紙の消印の押印漏れについて
	米尹明九ピイグ	平成29年 3月22日	検査機器等使用料に係る証紙による収納において、貼
			付証紙に消印されていない事例が認められた。
			今後は、証紙収納に当たって、奈良県収入証紙条例施
			行規則により適正に処理されるとともに、チェック体制
			の強化を図られたい。 (注意事項)
くらし創造部	食品衛生検査所	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	,	4月21日	処理されていると認められた。
L	1		

産業・雇用振興	競輪場	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
部	77.2 110.5%	4月21日	処理されていると認められた。
農林部	中央卸売市場	平成29年	市場使用料等の未収金の回収について
	1 3 62 13 23 13 33	4月21日	
			平成 27 年度の未収金残高は前年度よりも 319 万円減
			少しているが、不納欠損処分の額を加味すると、実質的
			には 18 万円増加している。
			平成 25 年度から滞納による退去基準を明確にすると
			ともに、入居中の滞納者に対する納付指導の強化にも取
			り組まれているところであるが、退去した者への対応も
			含め、一層の回収促進に努められたい。 (注意事項)
	農業研究開発セ	平成29年	
		4月24日	処理されていると認められた。
	畜産技術センタ		出納員への現金引継について
	田屋及加ですり	3月23日	分任出納員が収納した手数料について、出納員への引
		0),120 H	継に期間を要している事例、出納員が引継現金を現金出
			納簿に記載していない事例が認められた。
			今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正
			な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	森林技術センタ	亚战 2 0 年	
		3月22日	処理されていると認められた。
胆士マネジメン	ヘリポート管理		出納員への現金引継について
ト部	事務所	2月9日	公金の保管が認められていない分任出納員が、収納し
ן ווף	争切 //	27, 3 H	た使用料を出納員に引き継がずに保管していた事例が認
			められた。
			今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正
			な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
		平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
			処理されていると認められた。
まちづくり推進	まほろば健康パ		同上
局	一ク管理事務所	4月24日	lid T
教育委員会	教育研究所	平成29年	委託業務完了前の支払について
秋日女只云	4X H 10/10/01	4月24日	業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が
		4/1/2/4/1	完了する前に委託料の全額を支払っていた等の事例が認
			められた。
			今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、
			適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	奈良高等学校	平成29年	通勤手当の認定について
	示以向分子区	2月10日	通勤手当の記定について、事務処理を誤ったため2件
		2/1 I O H	の過払いが認められた。
			今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定
			す後は、
			事務の教団に留息されたい。 (注意事項)
	 西の京高等学校	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
	四ツ水同寺子仪	平成 2 9 年 2月 9 日	
		乙月9日	火地生されていると秘めり私だ。

通知手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。 令後は、通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)			
の過払いが認められた。 今後は、通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の終行に努めるべきである。 (指摘事項) 動事当の認定について 通勤手当の表において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。 今後は、通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 登美ケ丘高等学校 2 月6 日	平城高等学校	平成29年	通勤手当の認定について
有用高等学校 平成29年 1月26日 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		2月9日	通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件
本成 2 9年 1月 2 7日 1月 2 7日 2月 6日 2月 7日 2月			の過払いが認められた。
高円高等学校 1月27日 通勤手当の認定について 通勤手当の表給において、事務処理を誤ったため3件 の過払いが認められた。 今後は、通勤子当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) を記名 (指摘事項) を記名 (指摘事項) を記名 (指摘事項) を記念 (指摘事項) を記念 (指摘事項) を言いて、 事務処理を誤ったため6件 の過払いが認められた。 今後は、承良県契約規則に基づき、違澤なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通動手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の表において、事務処理を誤ったため6件 の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) が記録のられた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 対象となる提業料については、おおむね適正に処理されていると認められた。 今後は、近野支援金の支給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料の調定漏れが認められた。 今後は、デェック権制の強化を図られたい。 (注意事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 「同」上 2月10日 中成29年 同 上 2月10日 本の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 王手工業高等学 で成29年 担別に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 工事物品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要が品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要が品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要物品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品をごかに、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意理)			今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定
高円高等学校 1月27日 通勤手当の認定について 通勤手当の表給において、事務処理を誤ったため3件 の過払いが認められた。 今後は、通勤子当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) を記名 (指摘事項) を記名 (指摘事項) を記名 (指摘事項) を記念 (指摘事項) を記念 (指摘事項) を言いて、 事務処理を誤ったため6件 の過払いが認められた。 今後は、承良県契約規則に基づき、違澤なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通動手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の表において、事務処理を誤ったため6件 の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) が記録のられた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 対象となる提業料については、おおむね適正に処理されていると認められた。 今後は、近野支援金の支給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料の調定漏れが認められた。 今後は、デェック権制の強化を図られたい。 (注意事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 「同」上 2月10日 中成29年 同 上 2月10日 本の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 王手工業高等学 で成29年 担別に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 工事物品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要が品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要が品の管理について、 (注意事項) 重要物品の管理について、 (注意事項) 重要物品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品をごかに、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が品について、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意事項) 重要が記述を対しませば、 (注意理)			事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) を表記契約書の作成時期について業務委託において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項) 通動手当の認定について通勤手当の表記において、事務処理を誤ったため6件の過払いが認められた。今後は、通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項) 通動手当の支給において、事務処理を誤ったため6件の過払いが認められた。今後は、通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項) が一般が表記を行に努めるべきである。(指摘事項) が一般が表記を行に努めるべきである。(指摘事項) が一般が表記を行いて、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。今後は、通動手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項) が一般が表記を行に努めるべきである。(指摘事項) が一般に関する場別に基づき、適正な認定事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後は、統学支援金の大給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料の調定漏れが認められた。今後は、統学支援金の大給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に回いて、対学支援金の大給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料の調定漏れが認められた。今後は、統学支援金の大給事務に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料の調定漏れが認められた。(注意事項)中成29年に対して、大場間にわたり登記されているい事例が認められた。この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。(注意事項) 正言事工業高等学校 初の管理について、場品管理簿の整理等を を表の管理について、備品管理簿の整理等を	高円高等学校	平成29年	
登美ケ丘高等学校	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
受美ケ丘高等学校		, ,	
登美ケ丘高等学 で成29年 校 事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) を託契約書の作成時期について 業務委託において、契約書の作成が遅延した事例が認められた。 県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。 今後は、泰良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通動手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 財務に関する時のも対については、おおむね適正に 処理されていると認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。 常学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料に制定に 力線をとなる授業料に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に関立して、就学支援金の充当対象となる授業料に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に関連して、就学支援金の充当対象となる授業料に関連して、よおむね適正に 免責の等等を (放停察) 単形に と認められた。 同 上 2月10日 原取国際高等学 で成29年 1月26日 世権の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について、備品管理簿の整理等を			1
要決か上高等学校 2月6日			
大学	登美ケ丘高等学	平成29年	
められた。			1 - 11
県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。		2710 日	
約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。			1
されている。			
今後は、奈良県契約規則に基づき、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 運動手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の認定について 通勤手当の表給において、事務処理を誤ったため3件 の過払いが認められた。 今後は、通勤手当の表給において、事務処理を誤ったため3件 の過払いが認められた。 今後は、通勤手当と関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 財務に関する場別に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。 今後は、就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 成学支援金の方治事務に関連して、就学支援金の充当 対象となる授業料の調定漏れが認められた。 今後は、就学支援金認定者教の把握に十分留意すると ともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項) 単成29年 2月10日 単次29年 2月10日 単の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			
### (おし、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため6件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 対路に関する事務の執行については、おおむね適正に登校			
通勤手当の認定について			
通動手当の認定について 通動手当の支給において、事務処理を誤ったため6件の過払いが認められた。			1,,,,,
通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため6件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 郡山高等学校 平成29年 2月6日			「指摘事項) 通勤手当の認定について
の過払いが認められた。			
今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定 事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の表給において、事務処理を誤ったため3件 の過払いが認められた。			
事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)			1
郡山高等学校 2月6日 通動手当の認定について 通動手当の表給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。			
2月6日 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため3件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 法隆寺国際高等		亚战20年	
の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 技隆寺国際高等	40四百寸子仅		
会後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 法隆寺国際高等		2月0日	
事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 法隆寺国際高等			
法隆寺国際高等			
対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の充当対象となる授業料について 就学支援金の支給事務に関連して、就学支援金の充当 対象となる授業料の調定漏れが認められた。		亚巴 瓦尔	事務の判別に労めるべきじめる。 (相関事項)
西和清陵高等学 平成29年			
校 2月6日 就学支援金の支給事務に関連して、就学支援金の充当 対象となる授業料の調定漏れが認められた。 今後は、就学支援金認定者数の把握に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項) 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 平成29年 2月10日 同 上 上			
対象となる授業料の調定漏れが認められた。 今後は、就学支援金認定者数の把握に十分留意すると ともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項) 二階堂高等学校 (畝傍寮) 平成29年 (畝傍寮) 2月10日			
今後は、就学支援金認定者数の把握に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項) 二階堂高等学校	110	2月0日	
上もに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項)二階堂高等学校 (畝傍寮)平成29年 2月10日財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。鹹傍寮)平成29年 2月10日同 正成29年 2月10日高取国際高等学校 (かぐやま寮)平成29年 2月10日同 上高取国際高等学 校平成29年 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。王寺工業高等学 校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			
二階堂高等学校 1月26日平成29年 1月26日財務に関する事務の執行については、おおむね適正に 処理されていると認められた。橿原高等学校 (畝傍斎)平成29年 2月10日同 平成29年 2月10日高取国際高等学 校平成29年 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			
担原高等学校 (畝傍寮)平成29年 2月10日同 上畝傍高等学校 (かぐやま寮)平成29年 2月10日同 上高取国際高等学 平成29年 校 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 平成29年 校 1月26日亜要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を	→ 12H2 JT2 - 12 k42 YZ 1 - 12	T4005	
橿原高等学校 (畝傍寮)平成29年 2月10日同 上畝傍高等学校 (かぐやま寮)平成29年 2月10日同 上高取国際高等学 平成29年 校1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 平成29年 校1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を	_		
(畝傍寮)2月10日畝傍高等学校 (かぐやま寮)平成29年 2月10日同 生物の登記について高取国際高等学 校平成29年 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を	 		
畝傍高等学校 (かぐやま寮)平成29年 2月10日同上高取国際高等学 校平成29年 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			P 上
(かぐやま寮)2月10日高取国際高等学校平成29年 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			
高取国際高等学 校平成29年 1月27日建物の登記について 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を	,,	1 / / -	P 工
校 1月27日 本館等の建物について、長期間にわたり登記されていない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 王寺工業高等学 平成29年 1月26日 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			建物の各詞について
ない事例が認められた。 この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 校平成29年 1月26日重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			
この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 王寺工業高等学 平成29年 重要物品の管理について 校 1月26日 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を	TX	171211	
基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)王寺工業高等学 平成29年 校 1月26日 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			
規則に基づき適正に処理されたい。注意事項王寺工業高等学平成29年重要物品の管理について校1月26日処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			1
王寺工業高等学平成29年重要物品の管理について校1月26日処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、
校 1月26日 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産
			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)
			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について
	王寺工業高等学 校		この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を
今後は、備品管理簿の消除及び重要物品の報告につい			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を 怠っている事例が認められた。
て、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行う			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を 怠っている事例が認められた。
べきである。 (指摘事項)			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を 怠っている事例が認められた。 今後は、備品管理簿の消除及び重要物品の報告につい て、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行う
			この手続は、県有財産の適正な管理を行うにあたり、 基本的かつ重要な事務処理であるため、奈良県公有財産 規則に基づき適正に処理されたい。 (注意事項) 重要物品の管理について 処分済みの重要物品について、備品管理簿の整理等を 怠っている事例が認められた。 今後は、備品管理簿の消除及び重要物品の報告につい

I			海帯チャの河ウについて
			通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件
			の過払いが認められた。
			今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定
			事務の執行に留意されたい。 (注意事項)
	香芝高等学校	平成29年	通勤手当の認定について
		2月10日	通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件
			の過払いが認められた。
			今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定
			事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	御所実業高等学		職員手当の認定について
	校	1月27日	扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給において、事
			務処理を誤ったため、2件の支給不足及び3件の過払い
			が認められた。
			適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべ
			きである。 (指摘事項)
			 高等学校授業料の未収金の回収について
			高等学校授業料に未収金の増加が認められた。また、
			未納者記録簿に督促状況等が記載されていないもの、納
			付指導等について所属長の確認を得ていないもの等不適
			切な事務処理が散見された。
			今後は、授業料の徴収事務に当たって、納付状況や未
			納者との折衝内容を正確に記録するなど関係法令や規則
			等に基づき、適正に債権管理を行うとともに、未収金の
			発生防止及び回収促進に努められたい。 (注意事項)
	吉野高等学校	平成29年	高等学校授業料の債権管理について
		2月2日	高等学校授業料の未収金について、債権回収の進行管
			理を適切に行わなかったため時効が完成し債権が消滅し
			たもの、消滅した債権に対し催告を行ったもの、未納者
			からの約定書が提出されていないもの等不適切な事務処
			理が散見された。
			今後は、授業料の徴収事務に当たって、納付状況や未
			納者との折衝内容を正確に記録する等関係法令や規則等
			に基づき、適正に債権管理を行うべきである。 (指摘事項)
			内部統制の強化・充実について
			前回の監査において、内部統制の充実について注意し
			たところであるが、今回の監査において、高等学校授業
			料の未収金に係る債権管理等に不適正な事務処理が散見
			された。
			事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づい
			て処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を
			強化するなど、内部統制の強化に努められたい。
		 - :	(注意事項)
	奈良東養護学校	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
敬宕→☆□	郡山警察署	3月23日	<u>処理されていると認められた。</u> 同 上
警察本部	6D川晋杂者	平成29年 2月24日	上
	桜井警察署	平成29年	 公用車の使用における事故防止について
	13.71 目 不 13	2月24日	公用車使用中の事故(過失割合又は損害額が一定以上
		, , <u>_</u> _ + H	のもの)が多数認められた。
			公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、
			車両の適切な管理に努めるべきである。 (指摘事項)
	橿原警察署	平成29年	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に
		2月24日	処理されていると認められた。
			-

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、また、指定管理者による公の施設の管理については、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて、それぞれ監査を実施した。

(単位:団体)

2 監査実施状況

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合 計
2	1	2	5

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合 計
3	1		4

(2) 指摘事項等の内容別

ア 指摘事項(3件)

項目	内容	件数	対象団体
執行体制	会計処理について	1	大中国々系統をノいい
契約	委認約について	1	奈良県冬季誘客イベント
その他	内部統制の強化・充実について	1	「大立山まつり」実行委員会

イ 注意事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
契約	契約保証金の免除について	1	奈良県道路公社

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名 奈良県土地開発公社	実施年月日	平成29年8月23日
---------------	-------	------------

(1)団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の	部	負債及び資	本の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	9, 882, 187, 004	流動負債	7, 037, 627, 142
現金及び預金	2, 061, 343, 031	未払金	1, 362, 567, 822
事業未収金	13, 501, 008	短期借入金	5, 642, 159, 904
代行用地	7, 031, 772, 709	未払費用	30, 379, 476
完成土地等	668, 456, 575	前受金	0
代替地	106, 815, 731	預り金	1, 051, 940
前払費用	297, 950	前受収益	1, 468, 000
固定資産	827, 121, 329	固定負債	0
有形固定資産	24, 764, 101	引当金	0
投資その他の資産	802, 357, 228		
		負債合計	7, 037, 627, 142
		資本金	10, 000, 000
		基本財産	10, 000, 000
		準備金	3, 661, 681, 191
		前期繰越準備金	3, 797, 132, 499
		当期純損失	135, 451, 308
		資本合計	3, 671, 681, 191
合 計	10, 709, 308, 333	合 計	10, 709, 308, 333

損益計算書

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

(単位:円)

費用の	 部	収 益 の	部
科目	金額	科目	金額
事業原価	2, 636, 645, 668	事業収益	2, 651, 676, 490
公有地取得事業原価	2, 624, 836, 146	公有地取得事業収益	2, 624, 188, 490
土地造成事業原価	7, 239, 600	土地造成事業収益	4, 700, 000
附带等事業原価	4, 569, 922	附带等事業収益	22, 788, 000
販売費及び一般管理費	161, 324, 959	事業外収益	8, 139, 006
事業外費用	1, 568, 400	受取利息	443, 104
消費税	1, 568, 400	有価証券利息	7, 656, 487
特別損失	1	雑収益	39, 415
その他の特別損失	1	特別利益	4, 272, 224
土地評価損	0	その他の特別利益	4, 272, 224
		当期純損失	135, 451, 308
合 計	2, 799, 539, 028	合 計	2, 799, 539, 028

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産10,000,000円は、全額県の出資
- イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 28 年度末における債務 保証の対象となる負債の残高は、5,642,159,904円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理 されていると認められた。

団体名 奈良県道路公社	実施年月日	平成29年8月23日
-------------	-------	------------

(1)団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

資産の	部	負債及び資ス	本の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	2, 094, 777, 130	流動負債	18, 620, 509, 705
預金	744, 290, 311	未払金	1, 619, 547, 613
未収金	1, 350, 486, 819	短期借入金	17, 000, 000, 000
固定資産	110, 434, 225, 248	未払費用	606, 097
事業資産	110, 404, 463, 174	預り金	355, 995
道路	110, 404, 463, 174	固定負債	531, 503, 220
有形固定資産	29, 762, 074	長期借入金	531, 503, 220
建物	44, 851, 235	特別法上の引当金等	56, 616, 989, 453
機械及び装置	5, 386, 753	道路事業損失補てん引当金	7, 808, 411, 275
車両及び運搬具	3, 268, 665	償還準備金	48, 808, 578, 178
工具・器具及び備品	1, 092, 464		
有形固定資産減価償却累計額	△ 24, 837, 043	(負債合計)	75, 769, 002, 378
		基本金	36, 760, 000, 000
		奈良県出資金	36, 760, 000, 000
		(資本合計)	36, 760, 000, 000
合 計	112, 529, 002, 378	合 計	112, 529, 002, 378

損益計算書

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

(単位:円)

費用の	部	収	益の	部
科目	金額	科	目	金額
業務管理費	6, 801, 595, 407	業務収入		8, 765, 816, 976
道路管理費	1, 560, 259, 517	道路料金収入		8, 763, 883, 972
道路料金収入配分費	5, 241, 335, 890	業務雑収入		1, 933, 004
一般管理費	88, 125, 070	受託業務収入		241, 047, 957
受託業務損	241, 047, 957	業務外収入		159, 919
諸減価償却費	1, 547, 269	雑益		159, 919
有形固定資産減価償却費	1, 547, 269			
諸引当損	1, 858, 898, 642			
道路事業損失補てん引当損	326, 160, 882			
償還準備金繰入損	1, 532, 737, 760			
業務外費用	15, 810, 507			
支払利息	15, 810, 507			
雑損	0			
合 計	9, 007, 024, 852	合	計	9, 007, 024, 852

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本金36,760,000,000円は、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成 28 年度末における債務 保証の対象となる負債の残高は、17,331,503,220円

(4)監査の結果

契約保証金の免除について (注意事項)

業務委託に係る契約保証金について、保険会社と請負業者との履行保証保険契約の締結日よりも前に免除し、業務委託契約を締結していた事例が認められた。

今後は奈良県道路公社会計規程及び奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行 に努められたい。

団体名	奈良県冬季誘客イベント「大	実施年月日	平成29年6月5日
	立山まつり」実行委員会		

(1)補助金等を交付した団体の目的

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」を円滑に実施するために必要な事業を 推進することを目的とする。

(2)補助金等の交付状況

平成 27 年度の補助金等は、次のとおりである。 奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会負担金 200,000,000 円

(3)監査の結果

会計処理について(指摘事項)

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会における会計事務の執行に 当たっては、奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会財務規程(以下 「財務規程」という。)に基づいて処理することとされているが、収入及び支出の 額を証明する書類等が添付されていないもの、支出命令書等に記載すべき事項が記載されていないものなど、財務規程に則していない事例が散見された。

なお、金銭管理について、これを適正に行うため、平成 28 年度に金銭等取扱要領が定められた。

今後は、財務規程及び金銭等取扱要領等に基づき、適正な会計処理を行うべきである。

委託契約について(指摘事項)

企画製作運営業務は、プロポーザル方式で事業者を決定されたところであるが、 委託業務の内容を明示し、履行確認の根拠となる仕様書には、委託業務の項目のみ が記載されており、その内容が具体的に記載されていなかった。また、契約締結後、 委託業務の内容に変更が生じていたが、変更の指示、協議等の内容を明らかにする 書類が作成されていなかった。

さらに、随意契約で締結した広報委託業務契約において、委託事業の業務の一部 について、履行を確認するための書類等が添付されておらず、履行の確認が十分に 行われていなかった。そして、事後的な検証も行えない状況となっていた。

今後、委託契約の締結に当たっては、仕様書に委託業務の内容を具体的に定める とともに、契約締結後に委託業務内容に変更が生じた場合は、変更の指示、協議等 の内容を明らかにする書類を適正に作成すべきである。

また、委託業務完了後、履行を確認するための書類等を徴収するなど、履行の確認を厳正に行うべきである。

内部統制の強化・充実について(指摘事項)

今回の監査において、収入及び支出の額を証明する書類の不備等財務規程に則していない事例、委託業務の仕様書にその内容が具体的に記載されていない事例、委託事業の業務の一部について履行を確認するための書類等が添付されておらず履行の確認が十分に行われていない事例など、会計処理、契約事務等に適正ではない事務処理が認められた。

事務の執行に当たっては、財務規程等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。

団体名	サンアメニティ・Real	実施年月日	平成29年8月23日
	Style共同事業体		

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 奈良県第二浄化センタースポーツ広場
- イ 指定管理業務の主な内容
 - ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例第2条及び第3条に規定する施設の 使用の承認、及び承認の取消し等に関する業務
 - ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用に係る料金の収受等に関する業務
 - ・ 奈良県第二浄化センタースポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用の促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成27年4月1日~平成30年3月31日
- 工 指定管理委託料 12,250,000円 (平成28年度)

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に 沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良いきいきプロジェクト	実施年月日	平成29年8月23日
-----	--------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 奈良県社会福祉総合センター
- イ 指定管理業務の主な内容
 - ・奈良県社会福祉総合センター条例第2条第2号に掲げる事業の実施に関する業 務
 - ・奈良県社会福祉総合センター条例第3条及び第4条に規定する施設等の使用の 承認、及び承認の取消し等に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センターの利用に係る料金の収受等に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センターの利用の促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成27年4月1日~平成30年3月31日
- 工 指定管理委託料 68,000,000円 (平成28年度)

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に 沿っておおむね適正に処理されていると認められた。